

介護保険報酬改定について

令和7年3月11日（火）
木更津市福祉部介護保険課



目次

1. 業務継続に向けた取組の強化
2. 感染症対策の強化
3. 高齢者虐待防止の推進
4. 身体的拘束等の適正化の推進
5. 認知症基礎研修の受講の義務付け
6. 「書面掲示」規制の見直し



1. 業務継続に向けた取組の強化

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

◆業務継続計画（BCP）の策定

感染症にかかる 業務継続計画	● 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ● 初動対応 ● 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
災害にかかる 業務継続計画	● 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等） ● 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ● 他施設及び地域との連携



◆研修及び訓練の実施

研修	● 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 ● 研修は、年1回（施設系は年2回）以上定期的に実施し、新規採用時には別途実施すること。 ● 研修の実施内容は必ず記録すること。
訓練	● 訓練の内容は、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行うものとする。 ● 訓練は年1回（施設系は年2回）以上定期的に実施すること。 ● 訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。



2. 感染症対策の強化

全サービス

- ◆ 感染対策委員会は、6月に1回（施設系は3月に1回）以上定期的に開催し、検討結果について職員に対し周知徹底を図ること。
- ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための研修を年1回（施設系は年2回）以上定期的に実施し、新規採用時には実施すること。
- ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を年1回（施設系は年2回）以上定期的に実施すること。



3. 高齢者虐待防止の推進

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

- ◆ 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- ◆ 虐待防止のための指針を整備すること。
- ◆ 虐待防止のための研修を年1回（施設系は年2回）以上定期的に実施し、新規採用時には実施すること。
- ◆ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



4. 身体的拘束等の適正化の推進

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援

- ◆ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。
- ◆ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

短期入所系サービス及び多機能系サービス（令和7年4月から義務化）

- ◆ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は3月に1回以上開催し、検討結果について職員に対し周知徹底を図ること。
- ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的に実施し、新規採用時には実施すること。



5. 認知症基礎研修の受講の義務付け

全サービス（無資格者がいない訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

介護に直接携わる職員のうち、資格を有さない者に対し、認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

（新たに採用した職員は採用後1年を経過するまでに受講。）

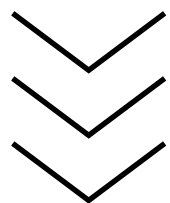
－受講の対象とならない職員－

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚師、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師など



6. 「書面掲示」規制の見直し(令和7年4月から義務化)

現行 : 書面掲示



事業所の運営既定の概要等は原則事業所内で書面掲示すること。
※備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により代替可能。

改正後 : 書面掲示及びウェブサイトに掲載・公表

インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、法人のホームページ等又は情報公表システム上に掲載すること。



ご清聴ありがとうございました。

